

泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議
事業評価委員会設置要綱

（設置及び目的）

第 1 条 泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議規則（平成 27 年泉佐野市規則第 11 号）第 10 条の規定により、泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）に基づく施策を検証するため、泉佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略会議（以下、「総合戦略会議」という。）の中に事業評価委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
（1）総合戦略に基づく各種施策の検証に関すること。
（2）その他総合戦略に関すること。

（組織）

第 3 条 委員の定数は 7 名以内とし、総合戦略会議委員の中から、市長が委嘱する。

（委嘱期間）

第 4 条 委員の委嘱期間は、総合戦略会議委員の任期期間中とする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会には委員長及び副委員長を置く。
2 委員長は、総合戦略会議会長をもって充て、会務を総理する。
3 副委員長は、総合戦略会議副会長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
2 委員会は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、開催することはできない。
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の出席）

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

（庶務）

第 8 条 委員会の庶務は、市長公室政策推進課において行う。

（委任）

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 28 年 2 月 19 日から施行する。